

令和3年度東京大学学校推薦型選抜

(法学部)

グループ・ディスカッション課題

注意事項

- (1) 審査員の合図があったら、この表紙を開いて課題文を読んでください。課題文を読む時間は5分です。
- (2) 5分後にまた審査員が合図をしますので、グループ・ディスカッションを開始してください。
- (3) ディスカッションの時間は85分です。指定された時刻までに議論を終結させてください。
- (4) 審査員は議論の進行に関与しません。決定のしかたや議論の進め方はみなさんで決めてください。
- (5) ディスカッション終了の時間までに、ディスカッションで到達した主要な結論をまとめてください。ただし、全員が同じ結論に到達する必要はありません。複数の結論を含んだまとめでも結構です。また、到達した結論について審査員にプレゼンテーションを行う必要はありません。
- (6) このグループ・ディスカッションはみなさんの論理的思考力、発想力、コミュニケーション能力、チームで作業する能力などを審査するためのものであり、思想・信条を評価の対象とするものではありません。
- (7) 課題冊子とメモ用紙はディスカッション終了時に回収します。課題冊子・メモ用紙への書き込みは審査の対象となりません。

犯罪事件に関する報道は、犯罪事件の背景にある社会的な問題を多くの人々が認識し、その解決への社会的な機運を高める等の重要な役割を果たしています。犯罪事件に関する報道は、我々が犯罪事件を現実が発生した具体的な事実として意識することの助けになります。報道機関は、報道がこのような役割を果たすためには、実名報道が重要であると主張しています。

しかし、社会的な注目を集める犯罪事件が発生した際に、実名報道の是非が問題とされることもあります。たとえば、2019年7月に京都アニメーションの社員が被害者となった放火殺人事件では、遺族の意思に反して被害者の実名報道を行うこと等の是非が問題とされました。犯罪事件の被害者及び遺族の中には、実名報道を望まない者が存在する可能性を否定できません。

加害者の実名報道のあり方は、特に加害者が未成年者である場合に、少年法の規定（「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」）との関係で問題とされる場合が目立ちます。しかし、加害者の実名報道の是非は、加害者が未成年の場合に限った問

題ではありません。たとえば、加害者が逮捕された段階で実名報道がなされる場合、有罪判決が確定する前であるにも拘わらず、実名報道は加害者に対する社会的制裁として機能する場合があります。この他、加害者の中には、自己顕示の手段として事件を起こす者が存在します。実名報道は、このような事件を誘発する可能性があります。

また、実名報道が、加害者又は被害者の関係者に対する興味本位に基づく取材を加熱させたり、インターネットを通じて誤った情報が伝播することを促進する危険も無視できません。

以上の点を踏まえて、被害者と加害者の実名報道の是非を、犯罪事件に関する報道の意義との関係を明確にした上で、論じてください。